

令和2年10月30日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスの
対応の終了について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
ございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策
を実施いただいているかと思えます。市内の新規感染者の状況も落ち着いてま
いりましたので、見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご
協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスの対応の終了について

(1) 令和2年9月28日付け「放課後等デイサービス事業所等の代替的なサ
ービスへの対応の延長について（通知）」に示した通り令和2年10月3
1日までとします。

(2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等など
特別な理由がある場合は、継続を認める場合がありますので、事前にご相談
ください。

(3) 既に代替え支援を実施されており、11月以降の継続を希望される場合も、
別途協議が必要となります。理由によっては認められない場合もあります
ので、代替え的なサービスの提供前に必ずご相談ください。

2 その他

(1) 令和2年10月末までの代替え支援の実績報告書等が未提出の場合は、至
急ご提出をお願いします。

(2) 国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応
が変更となる可能性があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259（直通）
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp